

那珂川市社会教育委員における
コミュニケーションアプリを活用した情報共有に関するガイドライン(案)

令和〇年〇月

1. 趣旨

本ガイドラインは、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる社会教育の実現に向け、那珂川市社会教育委員(以下、「委員」という。)がコミュニケーションアプリを活用した情報共有を行う際の指針について定める。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、那珂川市社会教育委員設置条例に規定される社会教育委員に対して適用する。

3. 基本原則

- (1) 委員が情報発信をする場合には、非常勤の特別職公務員であることの自覚と責任を持ち、守秘義務を遵守しなければならない。
- (2) 委員は、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意して情報発信をしなければならない。
- (3) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。

4. 発信できない事項

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教、選挙活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第3者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を主な目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を持定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) 利用するコミュニケーションアプリの利用規約に反するもの
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 那珂川市あるいは那珂川市と利害関係にある者または団体の秘密に関する情報

- (14) 那珂川市及び他者の権利を侵害する情報
- (15) その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページのリンク

5. 知的財産権(著作権・商標権)

- (1) 委員がコミュニケーションアプリを活用し、委員の活動に関する情報共有をした場合の情報(文書、写真、イラスト等)に関する知的財産権は、市または市以外の原著作者等に帰属する。
- (2) 委員が共有した内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など知的財産権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできない。

6. 個人情報の取り扱いについて

委員がコミュニケーションアプリを活用した情報共有にて取得した個人情報については、「那珂川市個人情報保護条例」に従い、適切に取り扱うこととする。